

特別規制地区(木屋町・先斗町を除く)の許可基準(数値関係)一覧

特別規制地区		産寧坂	石堀小路	祇園新橋	嵯峨鳥居本	上賀茂	
全種類	区画内における合計面積	3㎡	3㎡	3㎡	3㎡	4㎡	
建築物等定着型屋外広告物	全種類	最上部の高さ (切り文字緩和の適用なし)	6m	3m	6m	4m	6m
		合計面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	3㎡
	ひさし看板等	定着する屋根、軒又はひさしの面の高さに対する看板等の高さの割合	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100
	突出型屋外広告物等	出幅	1m	1m	1m	1m	1m
	自動販売機	表示面積の合計	0.1㎡	設置禁止 (法定屋外広告物、公共屋外広告物、臨時的屋外広告物、工所用屋外広告物を除く。)		0.1㎡	0.1㎡
	ポスター、はり紙及びはり札	1個当たりの面積	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡
	上記で定めのないもの	1個当たりの面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡
	幕 可変表示式		設置禁止				
独立型屋外広告物等	全種類	区画内で表示する屋外広告物等の総面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	3㎡
	一本支柱型	最上部の高さ	4m	3m	5m	3m	6m
		表示面1面当たりの面積	1㎡	1㎡	1㎡	0.5㎡	1㎡
		支柱の中心線から表示面の端までの距離	1m	1.5m	1m	1m	1m
		最上部の高さに対する最下部の高さの割合	1/2以上 (ただし、最上部の高さが 2.5m 以下のものは除く。)	1/2以上 (ただし、最上部の高さが 1.5m 以下のものは除く。)	1/2以上 (ただし、最上部の高さが 1.5m 以下のものは除く。)	1/2以上 (ただし、最上部の高さが 2m 以下のものは除く。)	1/2以上 (ただし、最上部の高さが 3m 以下のものは除く。)
		1個当たりの面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡
	多本支柱型及び広告塔	最上部の高さ	2.5m	設置禁止 (法定屋外広告物及び公共屋外広告物を除く。)		2m	3m
		表示面1面当たりの面積	2㎡			2㎡	2㎡
		幅	2m			2m	2m
	広告スタンド	1個当たりの面積	2㎡			2㎡	2㎡
		最上部の高さ	1.5m	1m	1.5m	1.5m	1.5m
		表示面1面当たりの面積	1㎡	0.5㎡	1㎡	1㎡	1㎡
	立て看板	1個当たりの面積	2㎡	1㎡	2㎡	2㎡	2㎡
		最上部の高さ	2m	設置禁止 (法定屋外広告物、公共屋外広告物、臨時的屋外広告物、工所用屋外広告物を除く。)			2m
		表示面1面当たりの面積	1㎡				1㎡
のぼり	1個当たりの面積	1㎡				1㎡	
	区画内に存するのぼりの面積の合計	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	
可変表示式 (広告スタンド以外)	区画内に存する他ののぼりとの間の距離	10m	10m	10m	10m	10m	
	(広告スタンド)	設置禁止					
アーチ型		設置禁止					
	アドバルーンにより表示するもの	設置禁止					

※ 照明がフラッシュ式又はストロボ式であるもの、点滅式又は可動式であるもの(公衆の安全を図るために必要なものを除く)は設置禁止。

特別規制地区(木屋町・先斗町を除く)の許可基準(その他)一覧

産寧坂	石堀小路	祇園新橋	嵯峨鳥居本	上賀茂
<p>第4条 (3) 管理用屋外広告物, 面積が0.5平方メートル以下の案内用屋外広告物, 自家用屋外広告物であること。 (4) 規則第1条第2項第2号に規定する表示面(以下「表示面」という。)の下地の色が, 白色, 薄い灰色, 薄いクリーム色, 薄い茶色その他の落ち着いた色又は木若しくは石その他の自然の素材の色を使用したものであること。ただし, ポスター, はり紙, はり札その他これらに類するものについてはこの限りではない。 (5) 文字, 記号又は図の部分の色が, 表示面の下地の色と不調和でないこと。 (6) 形態及び意匠が和風の雰囲気をもっていること, その他この地区内の景観の特性に調和していること。 (8) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあつては, 次に掲げる基準に適合していること。 ア 照明の色が白色又は淡色であること。 イ 照明装置が規則第18条第7号ウに規定する公共用空地(以下「公共用空地」という。)から容易に見えないこと。 ウ 光の向きが通行の妨げにならないように設定されていること。 エ 照明が過度にまぶしいものでないこと。</p>	<p>第4条 (3) 管理用屋外広告物, 面積が0.5平方メートル以下の案内用屋外広告物, 自家用屋外広告物であること。 (4) 規則第1条第2項第2号に規定する表示面(以下「表示面」という。)が, 主として, 白色, 黒色, 焦げ茶色, 薄い灰色その他の落ち着いた色彩で構成され, かつ, 意匠が周辺の町並み及び建造物に調和していること。 (5) 形態及び意匠が和風の雰囲気をもっていること, その他この地区内の景観の特性に調和していること。 (7) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあつては, 次に掲げる基準に適合していること。 ア 照明の色が白色又は淡色であること。 イ 照明装置が当該屋外広告物の外部に露出していないこと。 ウ 照明が過度にまぶしいものでないこと。</p>	<p>第4条 (3) 管理用屋外広告物, 面積が0.5平方メートル以下の案内用屋外広告物, 自家用屋外広告物であること。 (4) 規則第1条第2項第2号に規定する表示面(以下「表示面」という。)が, 主として, 白色, 黒色, 紺色, 焦げ茶色, 金茶色その他これらに類する色彩で構成され, かつ, 意匠が周辺の町並み及び建造物に調和していること。 (5) 形態及び意匠が和風の雰囲気をもっていること, その他この地区内の景観の特性に調和していること。 (7) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあつては, 次に掲げる基準に適合していること。 ア 照明の色が白色又は淡色であること。 イ 照明装置が規則第18条第7号ウに規定する公共用空地(以下「公共用空地」という。)から容易に見えないこと。 ウ 照明が過度にまぶしいものでないこと。</p>	<p>第4条 (3) 管理用屋外広告物, 面積が0.5平方メートル以下の案内用屋外広告物, 自家用屋外広告物であること。 (4) 規則第1条第2項第2号に規定する表示面(以下「表示面」という。)の下地の色が, 白色, 薄い灰色, 薄いクリーム色, 薄い茶色その他の落ち着いた色又は木若しくは石その他の自然の素材の色を使用したものであること。ただし, ポスター, はり紙, はり札その他これらに類するものについては, この限りでない。 (5) 文字, 記号又は図の部分の色が, 表示面の下地の色と不調和でないこと。 (6) 形態及び意匠が和風の雰囲気をもっていること, その他この地区内の景観の特性に調和していること。 (8) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあつては, 次に掲げる基準に適合していること。 ア 照明の色が白色又は淡色であること。 イ 照明装置が規則第18条第7号ウに規定する公共用空地(以下「公共用空地」という。)から容易に見えないこと。 ウ 照明が過度にまぶしいものでないこと。</p>	<p>第4条 (3) 管理用屋外広告物, 面積が0.5平方メートル以下の案内用屋外広告物, 自家用屋外広告物であること。 (4) 規則第1条第2項第2号に規定する表示面(以下「表示面」という。)の下地の色が, 白色, 薄い灰色, 薄いクリーム色, 薄い茶色その他の落ち着いた色又は木若しくは石その他の自然の素材の色を使用したものであること。ただし, ポスター, はり紙, はり札その他これらに類するものについては, この限りでない。 (5) 文字, 記号又は図の部分の色が, 表示面の下地の色と不調和でないこと。 (6) 形態及び意匠が和風の雰囲気をもっていること, その他この地区内の景観の特性に調和していること。 (8) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあつては, 次に掲げる基準に適合していること。 ア 照明の色が白色又は淡色であること。 イ 照明装置が規則第18条第7号ウに規定する公共用空地(以下「公共用空地」という。)から容易に見えないこと。 ウ 照明が過度にまぶしいものでないこと。</p>